

# 申告受付期間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日を除く。

平成23年度(平成22年1月から12月末日までに得た所得)の申告受け付けは2月16日(水)から3月15日(火)までです。※土・日曜日を除く。

●受付会場 牛久市保健センター研修室(2階)

●受付時間 午前8時45分～午後4時(開場午前8時)

問い合わせ 【所得税】竜ヶ崎税務署(〒301-8601龍ヶ崎市川原代町1182-5)

☎0297-66-1303(自動音声案内)、【市県民税】市税務課☎内線1056～1059

# 市県民税(住民税)、所得税の申告はお済みですか

収入が無い方でも、ご自分の扶養にもなっていない方は、申告が必要になります。申告しない場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定や各種証明書の発行が受けられなくなります。

## 【申告に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 給与、年金などの源泉徴収票原本(コピーは不可)
- ③ 所得税が還付になる場合は、本人の振込口座の分かるもの
- ④ 事業所得(営業、農業による所得など)、不動産所得のある方は、その収支内訳書
- ⑤ 領収書、または支払証明書(医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、生命保険料、地震保険料など)

## 【注意事項】

- 1. 申告会場は大変混み合います。前もって次のことについてお願いします。
- ・ 営業所得、農業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
- ・ 医療費控除を受ける方は、治

療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理し、日付が平成22年中であることを必ず確認の上、合計金額を算出し持参してください。

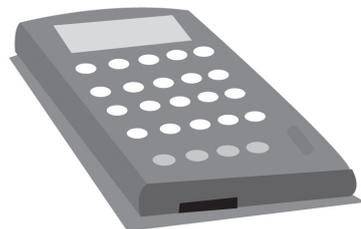
※マル福、高額療養費、生命保険などでの補てん分(控除対象外)は差し引きますので、金額の分かるものも合わせてご持参ください。

※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は、施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください。

- 2. 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。
- 3. 書類の不備、記入漏れなどがある場合は受け付けできません。

※次に該当する申告は市役所での受け付けができませんので税務署に申告してください。

※次に該当する申告は市役所での受け付けができませんので税務署に申告してください。



- ・ 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- ・ 住宅の増改築、耐震、バリアフリー改修などの特別控除を受ける申告
- ・ 事業所得などの申告で、初めて収支内訳書を作成する申告
- ・ 配当所得、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得や雑損控除のある申告
- ・ 青色申告、贈与税、消費税などの申告
- ・ 平成21年分以前の申告